

# 公益社団法人スペシャルオリンピックス日本・長野定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人スペシャルオリンピックス日本・長野と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、知的障害のある人たち(以下「アスリート」という。)に、オリンピック競技種目に準じたさまざまなスポーツのトレーニングプログラムと競技の場を提供し、アスリートの健康を増進し、その技能の向上を図り、喜びや友情を分かち合い、アスリートの社会参加及び自立を促進し、文化的・教育的活動を通じ地域社会の多様な人々と共に尊重しあい生きていく社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)アスリートの健康増進、スポーツ振興のための事業  
トレーニングプログラムの提供  
スポーツ大会の実施  
スポーツ指導者の育成・研修プログラムの提供  
アスリート、スポーツ指導者の大会への派遣
- (2)アスリートの自立と社会参加を促進するための事業
- (3)アスリートに関する一般社会の理解をより深めるための広報・啓蒙事業
- (4)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号 以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を賛助する個人及び団体

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事長の承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、正当な事由のない限り前項の申込みを拒むことができず、承認をしないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、会員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、会員総会において別に定める賛助金を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2)正会員の全員が同意したとき
- (3)本人が死亡し、又は解散したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及び賛助金、寄付金及びその他の抛出金品は、いかなる場合においても返還しない。

## 第4章 会員総会

(構 成)

第12条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権 限)

第13条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4)定款の変更
- (5)解散及び残余財産の処分
- (6)入会金、会費及び賛助金の額
- (7)この法人の運営に関する重要事項で理事会が会員総会で決議すべきであるとした事項
- (8)その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 会員総会は、定時会員総会として毎年1回、各事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時会員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2)総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招 集)

第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 会員総会を招集するときは、日時及び場所、会議の目的である事項を記載した書面又は会員の承諾を得たときは、電磁的方法により、会員総会の日の1週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第16条 会員総会の議長は、当該会員総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、会員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(決議)

第18条 会員総会における決議は、総正会員の議決権の3分の1以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行うものとし、理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(会員総会決議・報告の省略)

第19条 理事又は正会員が会員総会決議の目的である事項について、提案をした場合において、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会決議があったものとみなす。

- 2 理事が正会員の全員に対して会員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を会員総会に報告することを要しないことについて正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項は会員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会員総会において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印する。

- 3 前項の規定にかかわらず、前条により、会員総会の決議があったとみなされ、又は会員総会に報告があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長が署名又は記名押印する。

- (1) 会員総会の決議又は報告があったものとみなされた事項の内容
- (2) 会員総会の決議について提案した者の氏名又は名称
- (3) 会員総会の決議又は報告があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 役員

(種別及び定数)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち2名以内を副理事長としておくことができる。

- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長が選定されているときは、当該副理事長をもって法人法第9条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 理事長と副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体(公益社団法人及び公益財団法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び副理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第26条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問・参与)

第28条 この法人に、法人法上の役員のほか、顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、理事長又は理事会からの諮問に応じ理事会及び会員総会に出席して意見を述べるができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長及び副理事長の選定及び解職
- (4)会員総会に付議すべき事項の決定
- (5)事務局の組織及び運営に関する事項

(招 集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるときはあらかじめ理事会の定めた順序により定められた者が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、理事会の5日前までに各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故あるときはあらかじめ理事会の定めた順序により定められた者がこれに当たる。

(決 議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会決議の目的である事項について、提案をした場合において、監事はその提案について異議を述べたときを除き、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。
- 3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印する。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条により、理事会の決議があったとみなされ、又は理事会に報告があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長が署名又は記名押印する。
  - (1)理事会の決議又は理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
  - (2)理事会について提案した理事の氏名
  - (3)理事会の決議があったものとみなされ又は理事会への報告を要しないものとされた日
  - (4)議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けな

ればならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (公益目的取得財産残額の算定)

第38条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第39条 この定款は、第18条第2項により会員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第40条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### (残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、会員総会において総正会員の4分の3以上の議

決を経なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 補 則

(定款に定めのない事項)

第45条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

## 附 則

この定款は、この法人が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）に基づく公益認定を受けた日から施行する。